

第2回 大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会 議事録

【日時】平成25年8月28日(水) 10:00~12:00

【会場】プリムローズ大阪 3階 高砂の間

【出席委員】

泉本 徳秀	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 幹事
今井 清継	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
大竹 浩司	社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
楠 敏雄	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 議長
酒井 政夫	大阪興行協会 常務理事・事務局長
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事 兼 事務局長
杉本 信仁	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 副会長
田中 直人(部会長)	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 評議員
西平 勝子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 副理事長
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授

○府より資料1の「建築物のバリアフリーの現状に係る課題と今後の対応について」説明。

○委員

公共性の高いものについて、計画・設計・施工の各段階に当事者参加の義務及び推進の検討を行った。ここ5、6年で東京の練馬、世田谷でこの取り組みが進んでいる。関西での当事者参加の現状はどうか。

○事務局

当事者参画について、条例では規定していない。プロジェクトごとの当事者参加の現状については把握していない。

○部会長

設計者・計画者サイドでは基準を守ることが目標になっている。それ以上に建築物が、“どのように使われるのか”という発想に至っていない。当事者参加を行うと、規準以上の工夫・発見が出てくる。物件ごとで、新しい工夫・発見も違ってくるので、その辺りの仕組みづくりは、今後の整備の中で行って行きたい。

○委員

施工段階での参画では取り返しが付かなくなるので、設計段階から参画させてほしいと投げかけている。当事者参加が義務化されると誰もが使いやすい建築物が実現する。でも、企業にとっては難しいところもあるだろうから一定の約束事ができればいいと思う。

○委員

阪急伊丹駅での当事者参加の事例では、計画・設計・施工各段階で複数回の練り直しを行った。事業者にとっては、商業床とのトレードオフを行うこととなるが、このすり合わせ作業が大事。公共性の高い建築物については、当事者参加の仕組み化を行政が行うべき。

○委員

ホーム柵の整備が進まない。もう少し安価にできるような議論は進んでいるのか。

○都市交通課

国のほうで、バー式、ロープ式の安価なタイプのを今年度中に実証実験を行うと聞いており、その状況を注視しながら、これらについても補助対象として整備が促進されるように考えている。

○委員

その実証実験に当事者参加できないか。

○都市交通課

実証実験は東京の電鉄会社にて行われるので、当事者参加はできない。

○委員

かえって、バー式、ロープ式の方が危険ではないか。東京の検証結果は、報告ほしい。

○都市交通課

了解。結果が出れば、提供してご意見を伺う。

○部会長

コストや形式もだが、安全が大事である。

○委員

羽田空港拡張工事にて当事者参加した事例があったと聞いている。その事例を紹介してほしい。また、優良事例の紹介を行ってほしい。

○委員

羽田空港は直近の優良当事者参加事例のひとつ。他に“札幌新空港事例”がある。羽田空港拡張工事事例資料については、本省に保管されている。

○委員

道路の縁石問題について。交差点の横断歩道、一般歩道について、2センチメートル以下となっている。豊中市では条例の中で、視覚障がい者に配慮した縁石に掘り込みのあるものを採用している。南部では、従前のガイドラインとおりとなっている。大阪府下で異なる取り扱いに議論はしなくていいのか。

○道路環境課

大阪府では歩車道境界石の段差は2センチメートルと規定し施工している。兵庫県の歩車道境界の構造の取組みについては把握していなため調査してみます。

○部会長

どの仕様がいいかについて、当事者参加の形も考えてもらえないか。

○都市環境課

仕様を変更するようなことになれば、利用者の意見を聞くことになる（了解）。

○府より資料2の「大阪府内の鉄道駅舎のバリアフリーの現状に係る課題と今後の対応について」説明。

○委員

資料1の対応部分「既存施設の改善により現在の基準に適合させた場合、適合している旨の確認制度を検討」とあるが、現実的にどのようなことが可能か。

○事務局

既存施設を現行基準に沿った改善を行っていただく旨の申請を行っていただき、審査の結果適合が確認できたものについては、それを証明する書面の発行を考えている。

○委員

設計・監理に携わっていると、施主より罰則、メリットをまず聞かれる。建物の質、利用者の増加に繋がると話はするが、書面ではなく利用者に分かりやすいものをいただけるようにはならな

いか。また、確認申請が民間確認検査機関で行われている中で、その制度を役所に申請することに本当に機能するのか。

○事務局

民間確認検査機関で確認審査が9割を占めていることは認識。別途、このような制度を設けるにあっては意見を賜りたいところ。折角、整備いただいた施設をメディアが発達しているにもかかわらず、施設の使いやすさをPRできていないことを感じている。この取り組みでその部分を後押しする形で行って行きたい。

○委員

大阪府警にて自転車事故が増加しているとのこと。歩道上に自転車ゾーンを新設することについて、自転車ゾーンと歩行者の通行部分の区別が視覚障がい者にはわかりづらい。今すぐは無理かもしれないが将来的には足の裏で判別できるようになるような議論を望む。

○道路環境課

自転車歩行者専用道路は別にして、道路交通法では、自転車は子どもと高齢者以外は車道を走行するよう規定されており、大阪府警と連携して、自転車利用のマナーやルール周知の啓発活動に努めている。

○委員

歩道と自転車ゾーンとの違いを舗装表面の違いを視覚障がい者の方たちが、靴の底の摩擦か何かわかりませんが、判別することができるのか。

○道路環境課

視覚障がい者が足の裏で、舗装表面上の何かで歩行通路と自転車ゾーン判別できるような工法は、今のところありません。

○委員

歩行者と自転車の走行分離がカラー舗装で区別されている歩道で、視覚障がい者は点字ブロックがない場合、どこを歩いていいのか判らなかつたり、自転車との接触も発生している。また、自転車レーンが交差点部では点字ブロックに近づくことにより交通事故の危険性を感じる。何か対策を検討する必要があるのではないか。

○事務局

大阪府警に伝えておく。

○委員

資料1課題④「バリアフリーの整備状況の公表」について、現在も整備状況についてはサイン等に表示されているところ。これは整備状況の情報を“もっと広報を工夫する”ということなのか“表示することを義務付け“することなのか、どちらか。利用者、当事者が“なぜそれがあるか分からない”ということがあるので、整備しているのに伝わっていないようじゃ勿体無い。ホームページの公表などは企業イメージにも繋がる。この企業イメージは大きい。義務付けも重要だが、それ以上にバリアフリーの整備状況広報の工夫が重要。

○委員

資料1課題「配慮すべき内容」について、どのように啓発していくかが問題。ハード整備も大切だが、“人との関わり”が重要。差別は人との関わりが原因で生じる。また、“職場啓発・社員教育”の義務付けもあわせてできないか。

○事務局

バリアフリーの状況の公表について、企業イメージに関わることは認識。官庁施設の整備状況を進めていることもあるが、民間施設についても一定規模・用途のものについて公表することを義務化することで検討している。「配慮すべき内容」について、現在の条例はハード整備であるが、建物管理者、利用者それぞれ立場の配慮があれば更にいいものになるのは自明。基準化への盛り込みには、条例研究の必要があるが、“事業者の責務”の条項が既にある。“職場啓発・社員教育”の方法は今後とも取り組んで行く。

○委員

災害時の避難場所へのバリアフリー化と“福祉のまちづくり条例”との関係性はどのようにとられているのか。

○事務局

“福祉のまちづくり条例”は常時に対してのもので、災害時の避難場所へのバリアフリー化については、別途、危機管理部門が地域防災計画にて府、市町村ともに検討している。地域防災計画にて市町村が指定する避難場所はバリアフリー化されていることとされている。

○委員

災害時のことについて、東京都が生活共同組合と協定締結をした。内容は、帰宅困難者に対しての水、トイレ、避難所の提供となっている。大阪府でもこのような協定締結をしている事例はあるか。

○事務局

別途、調べて報告する。

○委員

大阪は全国に先駆けて条例内に具体的な仕様規定を定めた部分がある。その効果が具体的に数字であわせられないか、細かい検証も必要。

○事務局

確認申請を調べることとなるので、熟慮時間をいただきたい。

○委員

次の審議会を見据え、資料1“今後の対応（案）”について、今日の議論をどこまで進めればいいのか分らない。“②公共用歩廊”の取り扱いについては、地下、地上と多様なタイプがあるので基準の最適化検討は必要と思われる。また、“④既存施設バリアフリー情報提供の義務化”、“○既存施設改善促進”、“○建築物の設計時における配慮事項”についてはワーキングを設置し具体案を議論するのがいいと思われる。

○事務局

議論の手法については色々ありますが、部会については次年度以降も継続するが、次回の審議会では、部会で議論した内容を踏まえ、大きな方向性の提示を行う。第3回部会にて具体的な内容を提示していきたい。

○府より資料4の「障害者差別解消法の施行のスケジュールについて」説明

○委員

大阪府では、この国のスケジュールに沿って、横だし上乘せという法でカバーできない部分を補っているのかという議論がされることになる。来月ぐらいに大阪府の障がい者施策推進協議会に部会を設置して、障がい者差別解消に向けたガイドラインを作ると。それを今年度中ぐらいに一定の案を出すと言うスケジュールだと聞いている。そこにこのまちづくりの内容をコミットさせていくというようなかわりがいると思う。ぜんぜん関係なしに協議会のガイドラインが進むのではなくて、より細かな内容を積極的に提案するというようなことが必要なんではないか。

○事務局

今日までの議論をどのように取り込むかは、国の法が決定し、国の取り組み方も不明。その中で、大阪府としても、取り組み方法のスタンスが分からずにいる。このような状態で議論を進めるのが正しい判断になるかは疑問。今後の「障がい者施策推進協議会」を通じ、議論していきたい。

○部会長

国のスケジュールと、本部会、審議会のスケジュールはリンクするのか。

○事務局

国のガイドラインの公表が、平成26年度とされている。大阪府の取り組みが国のガイドラインの内容と差異が生じてはならないと考えている。

○委員

「障害者差別解消法」の影響は大きいと考えている。元々は国連の“障害者の権利に関する条約”を批准しようとする国の動きから発している。障がい者の社会参加の「配慮」の段階から、この法律により「権利」だということを明確にしたもの。その権利が果たされているか否かをガイドラインで見ていくことになる。「合理的配慮がされていない」ことが“差別となる。”という考え方になる。今後、高額な出費を伴わないのにバリアフリーの対応がしていなければ、差別と判定される紛争が生じることが予測される。紛争に対応する支援策もとられるし、地域では“地域協議会”を組織するといわれている。これらを踏まえ、今後、大阪府ではどのような障がい者ガイドラインを作成するのか。また、現在の福祉のまちづくり条例では一定規模・用途以上の建築物の規制となっているが、規制外の建築物に対して配慮が無いことが“差別”と判断される恐れがあるので、もっと“権利確保”の観点から国の動向に一致させながら作業していくことが必要になる。